

令和6年4月から入居者による町営住宅での
エアコンが設置できるようになりました

設置を希望される方は設置前に必ず、
建設課窓口にて申請をお願いします。

審査決定後、設置が可能となります。

■手続きを行う時期

設置日の1ヶ月から2週間前まで

■設置する際の提出書類

◇模様替え・増築承認申請書

◇設置場所に関する写真

◇エアコンのカタログと図面

◇工事業者の委任状(本人設置不要)

◇原状回復時に関する誓約書

■原状回復について

住宅を退去される時にエアコンを撤去し、状況に合わせて原状回復をしていただきます。

■注意事項

◇書類の不備がある場合は申請書の受理ができません。あらかじめご承知おきください。

◇設置台数は原則1台のみです。

◇設置や撤去、原状回復にかかる費用は自己負担となります。

■お問い合わせ先

建設課土木建築グループ ☎26-9024 (直通)

折り折りに友と下校の帰り道

彼岸会に二山越えし幾年か

ひなまつり姫三人の大合唱

脳トレの手指もどかしい春時雨

春休み書店に子等の賑わいし

鉄塔に巻いては落つる春の雪

ふるさとのうた

芳賀 星子

高瀬久美子

鈴木ゆき子

杉浦とし枝

大河 博子

梅基 文子



剣淵町学校運営協議会だより

学校運営協議会とは

学校運営協議会とは、学校が抱えている課題を解決できるように議論をおこない、地域や保護者とともに学びの環境を整え、子どもたちが自らの未来を創造して大きく成長していくために、学校の運営方法を議論する保護者や地域住民、地域学校協働活動推進委員、有識者等で構成された協議会です。

協議会が持つ主な3つの機能

- 1 校長が作成する学校運営基本方針を承認すること
次年度の方針(教育課程や組織編成、学校予算、施設管理)を協議会で議論しています。
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
学校運営やそれに必要な支援に関する内容、学校が抱える課題解決に向けて話し合います。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則の定める事項において教育委員会に意見を述べるができること

地域学校協働活動の紹介

多くの町民の皆様にも小中学校の活動について、ご支援いただきました。ありがとうございます。

◇小学校読み聞かせ

推進委員：おはなし会芽ぶっくメンバー
小柳美和氏、平本みどり氏

◇スキー授業支援(小・中・高)

講師：新見和恵氏、藤田裕也氏、池田佑介氏、
佐々木彰斗氏、加藤絵梨香氏
田中健一氏、西尾敦氏

◇中学校授業支援

3年生総合学習「職業講話」講師：高橋朋一氏
全学年国語科「ブックトーク・読み聞かせなど」
講師：小柳 美和氏(おはなし会芽ぶっく)

